

事務事業評価の評価結果について（平成27年度の事業に対する評価）

都市計画部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成27年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成28年度以降の事業の方向性	所見
都市政策課	景観形成関係事業	市域における良好な景観の形成を図ることで、市民が住みやすく、市民や来訪者にとって魅力的なまちづくりを推進します。	違反屋外広告物の把握、指導 景観法に基づく届出の適切な審査	良好な景観の形成に対し、影響の大きい屋外広告物について、違反物件や新規物件に対する適正な指導が必要であることから、指標として設定しました。 また、景観法に基づく届出は、大規模な建築物等が対象となり、その処理過程において、周辺の景観との調和を図るための協議や指導が必要であることから、指標として設定しました。			計画的なパトロール等を、定期的を実施することにより、年間を通じての違反屋外広告物の把握、指導に努め、良好な景観をめざします。 景観法に基づく届出については、事務等の効率化を念頭に置いた適切な業務遂行をめざします。	津市景観計画に基づく津市独自の基準のもと、良好な景観形成のために建築物等の誘導を行いました。届出審査業務の効率化のため、提出書類にはチェックシート方式を用いていますが、建築物と工作物共通でありチェックしづらい項目もあったことから、様式の改良に努めました。また、景観への影響が大きい一定規模の太陽光発電設備の設置について、平成28年4月1日から届出対象工作物とするため、津市景観規則の改正を行いました。	4	三重県屋外広告物条例に基づき屋外広告物設置の許可や指導等を行ったことで、良好な景観を形成する誘導ができました。 将来の津市を担う子どもたちへ、景観形成関係事業の一環として、昨年に引き続き津市立明小学校5年生（17名）を対象に、11～12月の約2ヶ月にわたり、7時間の景観教育を実施しました。楠原のことを聴いて調べて、楠原に今あるものをもとにまちを好きになり、人が集まる賑やかな楠原にするため自分たちができることを考え発表することで、景観への関心を高めたり、自分たちの住む地域への誇りや愛着を持つ心を育てることができました。 景観行政団体として、景観法に基づく届出の審査を行い、建築物等の景観に対する配慮を求めることで良好な景観形成を図ることができた。また、一身田寺内町や芸濃町楠原地区等で地区の景観形成基準の策定を目指して協議や合意形成を行い、重点地区の指定に向けた取組を進捗させ、一身田寺内町地区については市内初の重点地区に指定することができました。	拡充・充実	平成25年度に策定した津市景観計画を運用し、市内の景観特性に応じた景観形成を推進するとともに、景観啓発活動にも取り組み、市民の景観に対する意識の向上を目指します。また、重点地区の指定に向けた地元住民との協議を引き続き行います。 市域における良好な景観の形成を図るため、三重県屋外広告物条例に基づく広告物の指導強化を計画的に進めます。
都市政策課	都市計画関係事業	都市計画法等に基づく事務等の適切な執行により、本市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与します。	都市計画関係事務等の適切な遂行	関連法に基づく事務が主となるため、数値目標を設定することは困難であるため、定性的な指標設定とします。			事務等の効率化を念頭に置いて適切に業務を遂行します。	紙ベース資料のさらなるデータ化により、窓口・電話対応の迅速化と、都市計画情報システムのHP掲載のPRによって、窓口・電話問い合わせ件数の縮小を図ることができた。（窓口▲209件、電話▲176件） また、都市計画道路の見直しにかかる廃止及び変更について、説明会等での意見を踏まえ確定案を作成しました。	4	都市計画法等の関連法に基づく事務を適切に実施することができました。	拡充・充実	平成27年度に行った、本市の課題や現状の分析をもとに、新津市都市マスタープランの全体構想案を作成します。また、今後においても都市計画法等の関連法に基づき事務を適切に実施していきます。

都市計画部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成27年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成28年度以降の事業の方向性	所見
都市政策課	都市整備関係事業	<p>総合計画の位置付けに基づき、中心市街地や公共交通の結節点などにおける都市機能の充実、強化を図り、拠点形成を図ります。</p> <p>また、交流拠点である津なぎさまちから大門・丸之内地区を経て、新産業交流拠点の形成をめざす津インターチェンジ周辺にかけては、中長期的な展望のもとに、県都としての求心力を高めていくことができる都市機能形成をめざします。</p>	新都心軸に関する啓発人数	<p>県都としての求心力を高めていくことができる新都心軸の形成をめざすとして総合計画で位置づけられた当該事業は、基本的な計画（構想）作りに年月を費やし、その後実施計画を作り、設計、整備へと進む長期事業で、短期間では目に見えた成果が現れず、また数値化しがたい事業のため、事業構想を普及すべく啓発人数を指標としました。</p>	2,500人	3,000人		イベント時に計画通りに啓発活動を遂行できました。	3	<p>津インターチェンジ周辺地区においては、新産業交流拠点としての土地利用について、法令改正及び規制緩和の要望を行った。中心市街地は交流拠点という方向性に沿って、関係部局と情報共有、連携しながら在り方を検討した。津なぎさまちにおいては、みなとまちづくりに係る調査・研究等の取り組みを行いました。</p>	拡充・充実	<p>新都心軸整備関係事業につきましては、農地の確保・保全や市街地拡大の抑制に向けた法律の改正を踏まえ、また、国・県の東日本大震災を踏まえた沿岸部の土地利用に対する整備の考え方や法律の改正等の動きを注視しながら、各拠点の土地利用に係る施策の方向性を都市マスタープランの策定作業の中で検討していきます。</p>
都市政策課	空家等対策関係事業	<p>市内における空家の状況を把握し、特別措置法に基づき策定した空家等対策計画により空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与します。</p>	空家の外観調査の適正な実施	<p>空家等対策の実施の検討を行う業務であることから、数値目標を設定することは困難であるため、定性的な指標設定とします。</p>			空家等対策計画作成に向け、市内の空家の正確な把握に努めます。	市内空き家の分布及び状態について正確に把握することができました。	4	<p>市内空き家の分布及び状態について正確に把握し、また空き家所有者の意向等を把握することができました。</p>	拡充・充実	<p>空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成27年度に行った外観調査及び所有者アンケートの結果等を踏まえ、空家等対策計画を作成します。</p>
都市政策課	緑化推進事業	<p>市民・事業者・行政が一体となって、緑豊かな環境と共生できる美しいまちづくりを目指し、地域緑化を推進します。</p>	緑化・美化運動	<p>自治会やボランティア団体等による地域の道路や公園などの公共空間に花苗や樹木等を植える緑化・美化活動は、市民との協働による緑化推進を図る上で重要であり、このような活動を支援する緑化・美化運動花苗等支給事業における支給件数を指標として設定しました。</p>	195件	212件		目標件数を上回る活動をしていただき公共空間の緑化推進を図ることができました。	4	<p>「津市民緑と花の市」の開催、記念樹の配付、生け垣緑化用の苗木配付等により家庭や地域における緑化意識の向上に寄与することができました。</p> <p>また、公共空間の緑化推進を図るための緑化・美化運動への参加団体も増加し、緑豊かで美しいまちづくりに関する意識の向上にも寄与することができました。</p>	拡充・充実	<p>既に取組んでいる緑化事業が、予算の範囲内において最大の事業効果が得られるよう、制度の在り方を検討し、津市緑化基金を有効に活用した、市民の緑化意識の高揚と市民との協働による緑化の推進を目指します。</p>
都市政策課	市街地再開発事業	<p>市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築敷地の統合・共同建物の整備及び道路・公園等の公共施設を一体的に整備します。</p>	事業用地の取得筆数	<p>A-2地区での道路改良工事に係る事業用地を確保する必要があり、事業用地の取得筆数を活動指標として設定します。</p>	3筆	1筆		地権者から、事業用地を取得するため、個別に訪問し協議を行いました。	3	<p>総合計画に位置付けられた多様な交流の拠点となる都市核である津駅周辺地区において、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、津駅栄町線の拡幅工事を実施するため、地権者からの事業用地の取得に向け、個別に訪問し協議を行い事業に必要な3筆の内、1筆を取得しました。また、関係機関及び地権者とともに市街地再開発事業の推進を図りました。</p>	拡充・充実	<p>B地区、C地区については、関係地権者、関係機関等との協議を継続し、熱度の高まりを含めた諸条件が整うまでの間は、現状業務を基本とするが、関係地権者の意向把握に努め、全体事業に影響を及ぼさないよう様々な検討を加え事業を執行します。A-2地区における、津駅栄町線拡幅工事については、事業用地を確保するため引き続き、残り2筆の事業用地の取得に向け、地権者との交渉を進めていきます。</p>

都市計画部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成27年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成28年度以降の事業の方向性	所見
開発指導室	開発指導関係事業	市内で宅地開発などを行おうとするものに対して、都市計画法による許可及び津市開発行為に関する指導要綱等による確認に関する事務処理や指導を行うことにより、開発地の良好な宅地水準を確保するとともに、健康かつ安全な生活環境の保全と良好な都市環境の整備を図ります。	審査、指導、許可の迅速化	都市計画法・三重県宅地開発事業の基準に関する条例・津市開発行為に関する指導要綱により、宅地開発等を行おうとする者に対して、審査、指導、許可を更に適正に迅速に行います。			都市計画法・三重県宅地開発事業の基準に関する条例・津市開発行為に関する指導要綱により、宅地開発等を行おうとする者に対して、審査、指導、許可を更に適正に迅速に行うことを目標とします。	これまでの取り組みについて概ね行われておりますが、今後、更に適正・迅速に努めていくことが必要であると思われま	4	開発事業等の申請や届け出等に際し、開発事業者等との協議を行い、より良好な住環境や景観の保全・創出のため、事業者等に協力を求めながら適正な指導を行うことができました。 また、津市半田地内建物等調査業務委託の成果により、名古屋高等裁判所に証拠説明書として提出した上で、弁論準備に臨むことができました。	現状維持	開発事業等の申請や届け出等に際し、開発事業者等との協議を行い、より良好な住環境や景観の保全・創出のため、引き続き事業者等に協力を求めながら適正な指導に努めます。
交通政策課	津なぎさまち管理運営事業	津なぎさまち内旅客船ターミナル及びその附帯施設のイメージアップやにぎわいの創出に努めつつ、効率的かつ柔軟な管理運営を行うとともに、海上アクセス事業の円滑な推進を図ります。	高速船利用者数	海上アクセス事業の高速船利用者数は、他交通機関や空港利用者の影響を受けやすいという点はあるが、利用促進に向けた取組による効果を測定する上で重要な指標であるため当該指標を設定した。 なお、指標については、過去5年間の高速船利用者実績値の平均をもとに設定した。 (参考：平成23年利用者数 264,818人、平成24年利用者数 268,323人、平成25年利用者数 277,398人、平成26年利用者数 262,536人、平成27年利用者数 261,858人)	270,000人	261,858人		高速船の利用状況は、夏の繁忙期に欠航の影響で利用者数が減少しましたが、その後シルバーウィークや、年末にかけて利用者が回復し、前年度とほぼ横ばいとなりました。	3	指定管理者制度により施設利用者の利便性、快適性に配慮した適正な施設の管理運営を行うことができました。また、海上アクセスの利用促進への取組として、県や運航事業者などと連携し、県外向けの利用促進ポスターの作成などを行いました。また、津なぎさまち開港10周年記念事業の一環として三重県観光局や中部国際空港と連携し主要就航先において観光キャンペーンを実施し、海上アクセス事業のPRを行って来ました。 高速船の利用者については、前年度からほぼ同数となっていますが、安定した利用者数を確保するため、引き続き、県や運航事業者と連携し、更なる利用促進を図っていきます。	拡充・充実	平成28年度以降も指定管理者制度による施設利用者の利便性、快適性に配慮した適正な施設の管理運営のほか、指定管理者の自主事業、イメージアップ事業等を通じて賑わいの創出を図っていきます。また、高速船の利用者数については、前年に比べてほぼ横ばいであるが、引き続き、県、運航事業者等との連携を一層強し、安定した運航に向けて更なる利用促進に取り組むことが必要であり、平成27年度に引き続き県外利用者獲得のための利用促進策として、中部国際空港からの就航便が最も多い、北海道と九州で観光キャンペーンを行い、県外から三重県への観光や、ビジネス利用については高速船が便利であることをPRします。また、市内小学生と保護者を対象とした高速船乗船会を行うことで、市内の方にも高速船の利便性を体感してもらい海上アクセスの利用促進につなげていきます。
交通政策課	伊勢湾ヘリポート管理運営事業	指定管理者制度により、津市伊勢湾ヘリポートの効率的で、安全性の確保に留意した適正な管理運営を行うとともに、ヘリポートの更なる利用促進を図ります。	着陸回数	着陸回数を指標に設定することで、利用が促進されているか、また利用料金の増収による安定的な管理運営を行うことができているかの判断材料となり得るため、当該指標を設定しました。	1300回	1204回		平成27年度については、着陸回数が1,204回となり、昨年度と比較して5.0%（64回）減少しています。減少した要因としては、平成26年に伊勢赤十字病院及び三重大学附属病院のドクターヘリ待機場所に給油施設が整備されたことに伴う着陸回数の減、県防災ヘリの修理に伴う着陸回数の減少によるものです。	3	施設の管理については、指定管理者と連携し、安全性を第一に考えたヘリポートの適正な管理運営を行うことができました。なお、着陸回数は1,204回で前年度比64回の減少となったことから、今後も引き続き、指定管理者等と協力し、ヘリポートのPRを実施するとともに、新たな利用形態の発掘や新規事業者の誘致に努める必要があります。	現状維持	指定管理者制度により、施設の安全性確保に留意した適正な管理運営を行うことができました。 今後も、指定管理者、格納庫利用者と連携し、安全性を確保しつつ効率的かつ柔軟な管理運営とコスト削減を推進していくとともに、格納庫用地の新規利用者の誘致等、更なる利用促進に取り組むことが必要です。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成27年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成28年度以降の事業の方向性	所見
交通政策課	交通政策関係事業	<p>コミュニティバスについては、平成25年4月から本格運行に移行し、その後もPDCAサイクルによる事業評価と必要に応じて見直し改善を行ってまいります。</p> <p>また、平成27年3月31日に策定した津市地域公共交通網形成計画に基づき、地域住民主体の新たなコミュニティ交通の推進や、行政と民間事業者、地域住民が協働した新たなバス路線の検討、公共交通の利用促進にも取り組んでいきます。</p>	市財政投入路線利用者数（コミュニティバス、廃止代替バス等）	公共交通システムの構築度を図るための一定の判断材料とするため、市財政投入路線（コミュニティバス、廃止代替バス、ぐるっと・コーバス、高松山団地乗合ワゴン、二俣地区乗合タクシー、上佐田地区乗合タクシー）について、各年度の目標値を設定した。なお、目標については、津市地域公共交通網形成計画の数値目標に掲げる幹線及び支線と位置付けるバス路線の利用者数のうち、上記路線の利用者数の割合をもとに改めて設定しました。	229,000人	216,496人		対前年比で、コミュニティバスが99.4%、廃止代替バスが95.5%、ぐるっと・コーバスが96.6%、地域住民運営主体型コミュニティ交通が97.2%であり、いずれもほぼ現状を維持しています。引き続き、コミュニティバス等のPDCAサイクルに基づいた見直し改善を図るとともに、公共交通全体の利用促進に取り組んでいく必要があります。	3	平成27年3月31日に策定した津市地域公共交通網形成計画に基づき、市民の移動手段を確保するため、市自主運行バスの運行委託及び市民自主運行バス事業への補助を行い、バス運行事業の継続に努めることができました。コミュニティバスについては、利用者や地域住民の声を反映しながら、必要に応じた運行の見直しと改善を行いました。地域住民運営主体型コミュニティ交通事業については、高松山団地での取り組みについて、問題点・課題の整理、分析、運行見直しなど、同団地乗合ワゴン運営委員会の取り組みの支援を行うとともに、他地域への導入拡大にも努め、平成28年3月からは、新たに白山町の2地区において乗合タクシーの運行が開始されました。また、国の補助金を活用して、公共交通の見える化の推進（インターネット路線検索サイトへのコミュニティバス時刻表データ等の提供）や総合時刻表の作成を行いました。今後も津市地域公共交通網形成計画の推進プロセスに基づき、PDCAサイクルを適切に運用しながら、施策を実施していくことが必要です。	拡充・充実	平成27年3月31日に策定した「津市地域公共交通網形成計画」の推進プロセスに基づき、施策を実施し、目標の達成状況を把握し、計画の進捗状況を評価するなど、PDCAサイクルを適切に運用しながらコミュニティ交通の整備・改善を行ってまいります。
交通政策課	名松線復旧関係事業	<p>美杉地域における生活交通の確保と地域振興を図るため、平成21年10月の台風18号による被災以降、バスによる代行輸送区間のJR名松線家城駅から伊勢奥津駅間について、JR東海、県、市による三者協定締結を受け、早期復旧に向け水路整備事業等の実施、また、水路整備箇所における登記未処理箇所の完了を目指します。（平成28年2月までに水路事業等完了し、同年3月26日JR名松線全線復旧を果たした。）</p>	工事完成箇所数	水路整備箇所において、JR東海から津市への登記未処理箇所数を指標として設定。	8箇所	8箇所	三者協定による工事実施箇所数	5カ年計画の最終年度として計画どおりに事業を完了することができました。	4	平成23年度からの5カ年計画の最終年度として、残るすべての工事を完了し、予定どおり年度内に全線復旧を果たすことができました。	現状維持	平成27年度内の事業完了を受け、今後は、登記未処理箇所の解消を目指します。

都市計画部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成27年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成28年度以降の事業の方向性	所見
津駅前北部土地区画整理事務所	土地区画整理推進事業	土地区画整理事業を円滑に推進するための津駅前北部土地区画整理事業以外のその他事務経費で、他市の事業者との情報交換や権利者との交渉・協議にあたって理解・信頼を得られるように交渉能力を高めることを目的とした補償や換地に係る専門的知識を習得するための研修会への参加経費等。また、交通事故等の損害賠償金の事務経費です。	外部研修会への参加人数	研修会等により習得した補償や換地に係る専門的知識を移転業務に生かし事業の推進を図るため、研修会への参加を指標とします。	13人	13人	専門知識向上の推進	事務所内で専門知識習得の意識付けがされている	4	積極的な研修会への参加や、専門知識向上に努力しているとともに、権利者との協議の場で専門知識を活用することができました。	現状維持	平成28年度も、積極的な研修への参加や職員自身の努力により、専門知識の習得に努めていきます。
津駅前北部土地区画整理事務所	津駅前北部土地区画整理事業	津駅北側一帯の栄町三丁目、栄町四丁目、上浜町一丁目、羽所町の各一部の地域で、道路等の公共施設が未整備で交通のあい路となっており、建物も老朽化し密集市街地を形成している面積約11.6haの地区を、土地区画整理事業により地区内の都市計画道路4路線とこれを支える区画道路をあわせて整備し、周辺の土地利用との整合を図りつつ、都市防災にも十分配慮し、交通の円滑化、宅地の利用増進を促進し、良好な都市機能と健全な市街地の形成を図ります。	仮換地の使用収益開始箇所進捗率	仮換地の使用収益開始とは、当事業により建物移転をした地権者の移転先である土地を造成し、周辺道路の整備をおこなった中で、建築可能な土地にして法的な通知により仮換地として引き渡す行為です。この行為をもって各地権者に対する利益の帰属がされるものと考え、この行為が全体箇所数に対し何箇所されているかを進捗率にすることにより、当該事業の目的の達成度を示すものです。	94%	92%	仮換地の使用収益開始箇所進捗率	移転戸数減に伴う使用収益開始箇所の減によるもの	3	公共施設整備については主要道路の整備が概ね完了しました。物件補償については継続的な交渉により2件の工作物等の移転を行いました。権利者の一部との合意形成が出来なかった難航物件について、平成28年度も引き続き粘り強い交渉を続け、早期の事業完了を目指します。	現状維持	継続して基盤整備を実施するとともに、補償交渉が難航している地権者に対して承諾が得られるように粘り強い交渉を行います。
建築指導課	建築指導関係事業	市内で建築物を建築しようとするものに対し、建築基準法に基づき、建築確認の審査、建築物の検査及び許可等を行います。これらの建築確認制度等の実施により建築基準法に規定する建築物の構造、設備等に関する技術基準を確保し、市民の生命、健康及び財産の保護を図ります。	指定道路図及び指定道路調書の一部公表に向けての準備	都市計画区域内の道路について、関係部局と連携し、基準時の立ち並びや道路幅員、現況地番等を調査の上、一律の基準に従い指定道路図及び指定道路調書を作成します。			一部公表へ向け、作成調書の確認・精査を行う。	指定道路図及び指定道路調書の公表へ向け、位置指定道路について確認・精査を行いました。	3	審査・検査などの取り扱いに関し、他の特定行政庁及び指定確認検査機関と情報交換を行うこと等により、円滑に事務を遂行することができました。指定道路図について、次年度は一部公表できるよう、更に確認・精査へ向け取り組んでいきます。	拡充・充実	引き続き、建築基準法等の関係法令に基づいて的確な審査・検査を実施する。また、指定道路図の位置指定道路について一部を公表し、位置指定道路以外の指定道路について公表準備を進めます。
建築指導課	耐震化促進事業	津市耐震改修促進計画に基づき、市民の被害を直接軽減するための木造住宅や多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の向上を推進し、災害から市民の生命や財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	耐震診断実施戸数+耐震補強事業補助戸数+耐震補強計画作成実施戸数+除却事業補助戸数	津市耐震改修促進計画に基づく各年度に必要な避難路沿道建築物耐震診断事業補助戸数	690戸	541戸	耐震診断事業465件、耐震補強計画補助事業85件、耐震補強補助事業70件、木造住宅除却補助事業70件を木造住宅耐震診断住宅訪問啓発事業と合わせて行う。	耐震診断事業の実績は97.8%とほぼ達成できたが、耐震補強計画、耐震補強補助事業、木造住宅除却補助事業において、38%と数値目標を大きく下回った。耐震診断事業においては個別住宅啓発訪問での申込件数が増えたが、耐震化に対する市民の意識低下への対応が引き続き必要です。	2	耐震補強計画補助事業、耐震補強補助事業において、目標を大きく下回る結果となった。耐震補強相談会を実施し、木造住宅の耐震補強に関する不安や問題点、補助制度について丁寧に説明したが、耐震化を促進し課題を克服します。	拡充・充実	木造住宅除却補助事業申請のための耐震診断申込が増えています。木造住宅の耐震化率向上を目指すためにより一層、除却補助制度の充実と地震による木造住宅の被害を軽減するため、耐震補強相談会、耐震補強計画事業、耐震補強事業の制度拡充で津市耐震改修促進計画に掲げる目標の達成を目指します。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成27年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成28年度以降の事業の方向性	所見
建築指導課	空家等対策関係事業	空家が適正に管理されていないため、損壊した建物の瓦や外壁部材等が落下又は飛散したり、建物そのものが倒壊するなどとして、道路の通行や付近の住民等に危険を及ぼすおそれのあるケースについて、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置等を行うことで、当該空き家の所有者自らの状況改善と適正管理を促し、良好な住環境の形成を推進します。	危険空家の改善と適正管理の促進	空家が適正に管理されていないため、周辺に危険を及ぼすおそれのあるケースについて、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置等を行い、空き家の所有者自らが状況改善と適正管理を行うよう促します。			適正に管理されていないため、危険な状態にある空き家の所有者に改善及び適正管理を促し、良好な住環境の形成を推進します。	平成25年以降、相談のあった183件に対しこれまで補修や撤去等により改善等されたものは60件（改善率32.7%）、そのうち特定空家等については34件中3件が解体により改善されている状況です。今年法が施行されたことにより相談件数が増大（母数が増大）しています。	3	相談件数183件に対し改善済60件、改善率32.7%となっている。そのうち34件の「特定空家等」は3件が解体による改善となっている。所有者による空き家の状況改善には費用もかかり、所有・相続の状況によっては、その調整に相当の期間を要するケースも多い。引き続きこれまで同様に、定期的な現地パトロールと所有者に対する改善依頼や法に基づく措置の段階的な実施等、繰り返し粘り強く対応することによって改善促進を行う必要があります。	現状維持	法が施行され、空家対策に対する市民の関心が高まっており、空き家自体が増加傾向にあることも手伝って、相談が今後も増加することが予想される。また、空家対策計画策定の為平成27年度に都市政策課が実施した空き家の実態調査で、「居住不能」又は「大改修が必要」と判定された約300件に対し、「特定空家等」に該当するかどうかを調査し、該当すれば法に基づく措置を行っていく必要がある。これら新規案件に対応しつつ、未改善で対応継続中の案件についても、引き続きこれまで同様に、定期的な現地パトロールと所有者に対する改善依頼や法に基づく措置の段階的な実施等、繰り返し粘り強く対応することによって改善促進を行う必要があります。